

福島県消費者基本計画(第2期)策定のポイント

1 計画策定の趣旨・経緯

福島県では、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（以下「消費生活条例」という。）に基づき、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関する施策の基本的事項を定め、県民が自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者施策を推進してきました。

また、地方消費者行政の充実・強化に向け、令和2年4月1日に策定された消費者庁の地方消費者行政強化作戦2020において、「地方版消費者基本計画の策定」が政策目標の1つとして掲げられたことから、本県においても、消費者を取り巻く環境の変化や新たな課題等に適切に対応するため、令和4年度に、福島県消費者基本計画(第1期)を策定しました。

昨今、高齢化やデジタル化の進展等、社会情勢が大きく変化する中で、消費者を取り巻く環境にも急速な変化が見られ、多様化・複雑化が進む消費者問題への対応が必要となっています。また、持続可能な社会の実現に向けた消費者の行動変容、原子力災害に伴う風評・風化への対応等についても、これまで以上に重要性を増しています。

第1期の現行計画は、令和7年度に終期を迎えることから、昨今の状況変化等も踏まえた見直しを行い、令和8年度以降の本県の消費者施策を推進するため、福島県消費者基本計画(第2期)を策定します。

2 県消費者基本計画(第2期)策定に向けたスケジュール

- 令和7年10月 県消費生活審議会及び県消費者教育推進地域協議会で素案を
審議及び協議
- 令和7年11月 庁内関係部局へ照会
- 令和7年12月 パブリックコメント
- 令和8年2月 県消費生活審議会及び県消費者教育推進地域協議会で計画案を
審議及び協議
- 令和8年3月 計画策定・公表

3 素案の構成

第1 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

令和8年度以降の本県の消費者施策を推進するため、県消費者基本計画(第2期)を策定することについて記載しました。

2 計画の位置づけ

現行計画と同様に、消費生活条例第6条、消費者基本法第4条及び消費者安全法第4条第1項に基づき、県の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とするとともに、

消費者教育の推進に関する法律第 10 条第 1 項に基づき、国の基本方針を踏まえて策定する「消費者教育推進計画」を兼ねるものとします。

また、県の最上位計画である福島県総合計画の部門別計画に位置づけられるものであり、基本計画の推進に当たっては、東日本大震災と原発事故からの復興に向けた対応を総合的に示す第 2 期福島県復興計画と連携して取組を進めます。

3 計画期間

福島県総合計画(令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間)の後半期間に合わせて、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

第 2 消費者を取り巻く現状と課題

1 消費者を取り巻く経済・社会環境の変化

本県の消費生活に関する最新の現状と課題を反映した内容としました。

また、原発事故に伴う食の安全・安心の確保について、引き続き粘り強く取り組むことなど、本県特有の課題にも適切に対応した内容としています。

- (1) 消費生活に配慮を要する消費者の拡大
- (2) 消費生活におけるデジタル技術の浸透
- (3) 多様化・複雑化する消費者問題、取引環境の変化に伴う環境整備
- (4) 若年者の消費者被害防止
- (5) グローバル化の進展
- (6) 持続可能でより良い社会の実現
- (7) 災害発生等に関連する消費者トラブル等
- (8) 原発事故に伴う食の安全・安心の確保
- (9) 消費者教育の推進の必要性

2 福島県における消費生活相談の現状

県消費生活センター等に寄せられた近年の消費生活相談の状況について記載しました。現行計画で記載していた「新型コロナウイルス感染症関連の相談(県受付分)」については、感染者の減少とともに相談件数にも落ち着きが見られることから、削除しました。

- (1) 消費生活相談件数の推移
- (2) 消費生活相談の状況(県受付分)
- (3) 消費生活無料法律相談(県受付分)

第 3 基本理念

1 福島県消費生活条例における基本理念

消費生活条例に掲げる基本理念に基づき消費者施策を推進する旨記載しています。

2 本計画において目指すべき社会の姿等

最新の社会情勢等を反映させ、デジタルリテラシーの向上、持続可能な社会の実現、多様な消費者の脆弱性を踏まえた対応などを盛り込んだ内容としました。

- (1) 消費者の権利の確立を基本とした消費者の自立の支援
- (2) 消費者の安全確保等に関する事業者による適正な事業活動
- (3) 消費者の個性や多様性への配慮
- (4) 環境への負荷低減その他の環境の保全への配慮

3 本計画における基本理念

現行計画を基に、必要な視点として、近年重要性が増している「誰一人取り残さない包摂性の尊重」を反映させた内容としました。

第4 施策の展開

現行計画を見直し、下記1～4について①現状と課題②施策の方向③具体的な取組④達成目標を定めた指標を掲載しました。

なお、今後、関連業務を所掌する他部局各課へ内容の照会・調整を行い、次回の審議会・協議会で計画案としてお示しします。

1 消費者被害の防止と救済

主に消費生活相談に関する内容について記載しました。

- (1) 消費生活相談体制の充実・強化
- (2) 市町村の消費生活相談窓口に対する支援
- (3) 多重債務問題への対応
- (4) 関係機関等との連携、関係団体等の支援

2 安全・安心な消費生活の確保

安全・安心な消費生活の前提となる、商品等の表示適正化や消費生活取引の適正化、消費者の安全確保等のほか、見守り体制の整備について記載しました。

- (1) 商品等の表示等の適正化、消費生活取引の適正化
- (2) 消費者の安全確保
- (3) 食品の安全性の確保
- (4) 地域での見守り体制の整備

3 震災からの復興に向けた取組

本県特有の施策として、食と放射能に関する正しい情報を普及する取組や、自家消費野菜等の放射線検査、食に関する風評払拭の取組について、継続して記載しました。

- (1) 食の安全・安心の推進

- (2) 自家消費野菜等の放射能検査の取組
- (3) 食に関する風評払拭の取組

4 消費者教育の推進

複雑化する消費者被害を防止するため、全ての消費者が消費者教育を受けられる環境の整備へ向けた各種取組について記載しました。

- (1) 消費者の個性や多様性に配慮した体系的な消費者教育の推進
- (2) 若年者への消費者教育の充実・強化
- (3) 消費生活に配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止
- (4) 社会情勢の変化に対応した消費者教育、情報提供
- (5) 多様な教育の担い手との連携

第5 計画の推進体制と進行管理

関係機関を含めた推進体制及び進行管理の方法について記載しました。

- 1 計画の推進体制**
- 2 計画の進行管理**

福島県消費者基本計画 指標一覧表

現行計画を基に、各項目を改めて精査し、指標の種類や達成目標を更新しました。

附属資料

- 1 福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例**
- 2 エシカル消費につながるモノについている認証ラベル（一部）**
～私たちの消費が世界を変える～